那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和５年４月１日
最終更新年月日	令和６年９月17日

実施機関の名称 （法第74条第１項第２号）	市長
担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第２号）	こども課　相談グループ

1	個人情報ファイルの名称 （法第74条第１項第１号）	児童扶養手当システムファイル	
2	個人情報ファイル利用目的 （法第74条第１項第３号）	児童扶養手当事業の登録及び利用事務のために利用する。	
3	記録項目 （法第74条第１項第４号）	１氏名、２住所、３性別、４生年月日、５口座情報、６連絡先、７障害の有無、８手当支給情報、９所得情報、10個人番号	
4	記録範囲 （法第74条第１項第４号）	本市に住所があり、児童扶養手当認定請求を提出した者	
5	記録情報の収集方法 （法第74条第１項第５号）	申請者本人、住民基本台帳システム、税情報システム、国民年金システム、統合宛名システム（情報連携）	
6	要配慮個人情報の有無 （法第74条第１項第６号）	☑　有　　□　無	
7	記録情報の経常的提供先 （法第74条第１項第７号）	☑　有（児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報を情報連携事務で取得する独立行政法人日本学生支援機構） □　無	
8	開示請求等を受理する担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第９号）	（名　称）　こども課相談グループ （所在地）　那須烏山市田野倉85-1	
		（名　称）　総務課　行政グループ （所在地）　那須烏山市中央１－１－１	
9	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 （法第74条第１項第10号）	□　有（　　）　☑　無	
10	個人情報ファイルの種別	☑　電算処理ファイル 法第60条第２項第１号	□　マニュアル処理ファイル 法第60条第２項第２号
		電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル ☑　有　　□　無 政令第21条第７項	
11	備　考		

・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。
・本市では、条例要配慮個人情報はありません。
・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。
・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。